

豊平区民の要求を実現する連絡会2020年要望書 回答

整理番号	要望番号	要望内容	回答	担当課
1. 新型コロナウイルス感染症に関連する要望				
(1) 新型コロナウイルス感染防止対策				
1	1	(1) ① 小中学校において密接、密集を避けるため、少人数学級(20人学級)を早期に実現していただきたい。	少人数学級は、感染症対策はもとより、児童生徒に対し、きめ細かな指導を行う上で有効であると考えており、子どもたちの健やかな学びのため、一層、少人数教育の充実を図ってまいります。	教育委員会 学校教育部 教職員課
(2) 新型コロナウイルス感染症の診察、検査体制				
2	1	(2) ① 感染の疑いのある症状が出た場合、速やかに診察を受けられるよう、発熱外来をもうけるなどの対策を取っていただきたい。	発熱症状のある方の診察を行う発熱外来医療機関については、市内医療機関にご協力をいただき、体制を整えてきたところです。11月より発熱症状のある方については、かかりつけ医等の身近な医療機関にお電話をいただき、もしくは、かかりつけ医がいない場合は、救急安心センターさっぽろ(#7119)にお電話をいただき、発熱外来などの受診先の案内を開始いたします。	保健福祉局 保健所 医療政策課
3	1	(2) ② かかりつけ医がいない場合の相談先を明確にし、いつでも相談できるようにしていただき、電話が繋がらないと言ったことのないようにしていただきたい。	かかりつけ医がいない場合には、救急安心センターさっぽろ(#7119)にお電話いただくよう周知してまいります。また、救急安心センターさっぽろについては相談件数の増加を見込み、相談員の増員や回線の増強により、体制強化を図ってまいります。	保健福祉局 保健所 医療政策課
4	1	(2) ③ 公費によるPCR検査数を増やし、無症状でも感染の疑いが生じた場合には、だれでも速やかに検査を受けられるようにしていただきたい。	札幌市では、医師が感染を疑った場合に加え、陽性者の濃厚接触者や、集団生活の場でクラスター発生のおそれがある場合は、症状の有無にかかわらず検査を受けられる体制を整備しております。	保健福祉局 保健所 感染症総合対策課
(3) 新型コロナウイルス感染した場合の対応、医療支援				
5	1	(3) ① 高齢者や認知症の家族を介護している者が感染した場合、残された家族を保護する体制を取っていただきたい。濃厚接触者を受け入れる介護施設を確保していただきたい。	要介護者を介護する家族が感染し、濃厚接触者である要介護者が在宅に残された場合について、本市では短期入所生活介護事業所に対して意向調査を行い、受け入れ可能な事業所を確保しているほか、北海道においても「在宅要介護者等受入体制整備事業」を実施し、事業内容に同意した短期入所生活介護事業所に対して、経費等を補助し、受け入れ先が確保できるよう進めているところです。	保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課
6	1	(3) ② 医療スタッフの確保及び病院経営の悪化が職員の賃金カットに及ばないよう支援をお願いします。	新型コロナウイルス感染症の対応については医療機関にとって大きな負担となっております。そのため、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている医療機関に対して、札幌市として、個人防護具の提供を行うとともに、国の交付金等を活用した支援の周知等も行っております。	保健福祉局 保健所 医療政策課

7	1	(3)	③	医療従事者が安心して働けるよう防護衣など機材の支援をお願いします。	<p>マスク等の医療用物資は、新型コロナウイルスの対応医療機関に対し、国や道から優先的に供給されており、不足している物資については札幌市で購入し、医療機関からの要請に応じて提供を行っています。</p> <p>また、その他の医療機関につきましては、札幌市医師会等を通じて、提供を行っているところです。市場の状況は改善傾向にあります。現在も一部の医療用物資の需給はひっ迫していると認識しています。</p> <p>今後も医療提供体制の整備に努めるため、引き続き、国や北海道に働きかけていくとともに、医療用物資の安定供給に向け取り組んでまいります。</p>	保健福祉局 保健所 医療政策課
(4) 暮らし、営業を守る対策						
8	1	(4)	①	減収が5割までいかないで持続化給付金などの支援が受けられない事業者についても支援を行っていただきたい。	<p>感染症拡大及び長期にわたる営業自粛等により、影響を受けている市民及び事業者に対する補償は、国の責任のもと実施すべきと考えており、支援の充実について適宜、国へ要望を行っております。</p> <p>また、本市では、事業継続を支援するため、融資制度の拡充により事業者に対する資金繰り支援を実施するとともに、「事業者向けワンストップ相談窓口」を設置し、きめ細やかな相談対応を行っております。</p>	経済観光局 産業振興部 経済企画課 (商業・経営支援担当課)
9	1	(4)	②	パートやアルバイトで学費や生活費を工面している学生の支援をしていただきたい。	<p>札幌市教育委員会では、能力があるにもかかわらず経済的事情で修学困難な高校生・大学生等に対して、返還不要な給付型の奨学金「札幌市奨学金」の支給事業を行っております。昨年度までは支給対象者数を年間約1,300名としていましたが、今年度から200名増員し、約1,500名に対して奨学金を支給しております。</p> <p>なお、国の制度では、新型コロナの影響によりアルバイト収入が激減し、大学等の就学が困難になっている学生に対し、給付金の支給を行う「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』が令和2年度から開始されております。</p>	教育委員会 学校教育部 教育推進課
10	1	(4)	③	札幌市プレミアム商品券「SAPPOROお店応援商品券」はすぐに売れ切れ、一部にしか行き渡りませんでした。今後このようなプレミアム商品券、旅行券などを販売する場合は、販売方法に工夫を願いたい。	<p>SAPPOROおみせ応援商品券事業については、限られた財源の中で事業実施する必要があり、発行冊数を50万冊としたところです。販売方法について、市民の皆さまからいただいた声については、今後の様々な事業実施の際の改善点としてまいりたいと考えております。</p>	経済観光局 産業振興部 経済企画課 (商業・経営支援担当課)

2. 暮らしと社会保障						
(1) 子育て、教育						
11	2	(1)	①	<p>来年度から小学6年生まで、通院を含めた子どもの医療費無料化が予定されていますが、中学卒業まで医療費無料化が全国の流れです。すみやかに子どもの医療費無料化を中学卒業まで拡大してください。</p>	<p>子ども医療費助成制度は、令和3年4月から通院助成を小学6年生まで拡大する予定です。 更なる対象年齢の拡大は、子育て世帯を中心に期待が大きく、札幌市としても重要課題と認識しているところですが、まずは小学6年生までの拡大にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。</p>	保健福祉局 保険医療部 保険企画課
12	2	(1)	②	<p>小規模保育所は増えていますが、ビルの一室などが多く、園庭もありません。市有地等を活用し、0才から就学まで、安心してあずけられる認可保育所の増設を促進してください。</p>	<p>保育サービスの供給に当たっては、保護者の保育に対する多様なニーズに応えるため、幼稚園の認定こども園への移行や認可保育所・小規模保育事業所の新設等、様々な手法によって計画的に進めているところです。 なお、豊平区では、令和2年度から3年度にかけて、認可保育所の増改築で30人分、幼保連携型認定こども園の新規整備で180人分、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行で45人分、合わせて255人分の保育定員の拡大を行う予定です。 また、賃貸物件による整備等については、敷地内に園庭を設置することが特に困難である場合に限り、国の通知を踏まえて、移動に当たっての安全確保など一定の要件のもとで園庭に代わる場所として都市公園の利用を認めています。</p>	子ども未来局 子育て支援部 子育て支援課
13	2	(1)	③	<p>小学生までのインフルエンザ予防接種への援助をしてください。12歳までは2回接種が必要なので、高額になります。新型コロナ対策としても必要であり、援助をお願いします。</p>	<p>札幌市では、予防接種法に基づき、インフルエンザの予防接種対象者である65歳以上の方及び、特例として60歳以上65歳未満の方のうち、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害等級1級又はそれに準ずる障がい有する方に対し、定期予防接種を受けていただいております。それ以外の年齢の方が接種するインフルエンザの予防接種は、予防接種法の定期接種に該当しておらず、接種は任意となっております。 現在のところ定期予防接種以外の任意の予防接種については、おたふくかぜワクチンの一部助成のみ行っておりますが、今後については、他自治体の状況や、定期接種化など国の動向を注視してまいりたいと考えております。</p>	保健福祉局 保健所 感染症総合対策課
(2) 介護、高齢者対策						
14	2	(2)	①	<p>要介護1、2の生活援助サービスを自治体の裁量で行っている「総合事業」に移行させる「介護外し」と介護利用料の自己負担増はやめるように国に意見を上げてください。</p>	<p>札幌市としては必要な方には必要なサービスが受けられる体制が整備されるよう、また、負担と給付のバランスの適正化、制度の持続性等を踏まえ、適切な負担となるよう他の政令市等とも連携を図り、要望等をしてまいりたいと考えております。</p>	保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課

15	2	(2)	②	介護職員の待遇を改善し、離職者が出ないよう対策を講じてください。時に新型コロナのもとで、介護事業所も経営難に陥っており、支援をお願いします。	札幌市では、介護職員の待遇改善及びその離職防止につなげていくため、労働環境づくりや業務に役立つ研修を実施しており、毎年研修項目の見直しを図ることで、事業者のニーズに沿ったものとするに努めています。また、介護職員が将来展望を持って働き続けることができるよう、資格・能力・経験等に応じた賃金制度の導入等を支援するため、人材マネジメント等に関する専門家(社会保険労務士)による介護事業所への訪問相談を実施しております。 さらに、国に対しても、介護人材の確保や離職防止など職員の定着に結びつく対策を講じるよう、他都市とも連携して要望しているところです。 なお、利用者や職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合や、濃厚接触者に対応した介護施設等に対しては、サービスの継続を目的として、国の補助金を活用するうえ、通常のサービス提供時には想定されないかかり増し経費に対する補助金を交付しているところです。 また、介護施設等に対して、これまでもマスクの配布や、消毒用エタノールの優先供給を行っておりますが、今後も適宜支援してまいります。	保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課
16	2	(2)	③	待機者数に見合うよう、特別養護老人ホームをつくってください。	札幌市では、高齢者人口の推移や介護保険料に与える影響等を踏まえながら計画的に特別養護老人ホームの整備を行っており、2018年度からの3年間は「札幌市高齢者支援計画2018」に基づき、高齢者施設等の充実を図っています。 特別養護老人ホームについては、待機者の動向等を踏まえて整備数を設定しており、2018～2020年度の3年間で新たに800人分の特別養護老人ホームの整備を計画しており、2020年10月現在、672人分が着工し、100人分が今年度中に着工する予定です。	保健福祉局 高齢保健福祉部 介護保険課
17	2	(2)	④	補聴器購入に対する助成をお願いします。良く聞こえる補聴器は高価で、こまめな調整が必要です。	聴覚障がい者等に対する支援が、国の補助制度により実施されていることを鑑みますと、高齢者の補聴器購入への支援についても、国が検討すべきものと認識しており、他都市と連携して国に対して要望しているところです。	保健福祉局 高齢保健福祉部 高齢福祉課
18	2	(2)	⑤	補聴器の調整ができる技術者、場所(病院、店舗等)の確保、調整にかかる経費への助成もお願いしたい。	国は、平成30年度から「補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」を開始しており、今後とも国の動向を注視してまいりたいと考えております。	保健福祉局 高齢保健福祉部 高齢福祉課

(3) 国民健康保険						
19	2	(3)	①	国民健康保険料を引き下げてください。ここ20年間で加入世帯の平均所得は半減していますが、平均保険料は15万円に設定され、重い負担となっています。	平成30年度から、国民健康保険の制度見直しにより、都道府県が国民健康保険の財政運営を担っております。 北海道では全道の医療費を推計したうえで、市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じて、市町村が負担すべき納付金の額を算定し、各市町村では、この納付金の額をもとに保険料を決定しております。 札幌市としては、加入者の負担軽減のために、加入者の健康増進や医療費適正化のため「保健事業プラン2018」を策定し、健診や保健指導など様々な取組を進めるとともに、国に対してはさらなる財政支援の拡大を要望していきます。	保健福祉局 保険医療部 保険企画課 (保険事業担当課)
20	2	(3)	②	子どもが増えると保険料が上がる均等割(人数割)を廃止してください。	平成30年度から制度見直しにより、北海道が国民健康保険の財政運営を担っております。 北海道では、加入者負担の公平化を図るため、同一所得であれば同一保険料となる統一保険料の達成を目指しており、その議論の中で、保険料の賦課方式を所得割・平等割・均等割からなる3方式に統一することを目指しております。 また、国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号により、基礎賦課総額について3つの方式が示されていますが、そのいずれにも均等割は含まれており、法令では均等割を賦課することが求められています。	保健福祉局 保険医療部 保険企画課 (保険事業担当課)
21	2	(3)	③	滞納者への行き過ぎた差し押さえはやめてください。	国民健康保険料を納期限までに納付いただけなかった場合には、文書をお送りしたり電話をかけたことなどで、納め忘れをお知らせしております。 これらを繰り返しても納付いただけない場合には、財産などの調査を行うこととなりますが、保険料の滞納に至った要因につきましては、加入世帯個々の事情がありますことから、その事情をお伺いする機会を設け、生活状況にも耳を傾けながら、滞納の解消に向けた助言などを行っているところです。 しかしながら、収入や財産状況について十分に調査をした結果、納付する資力がありながら保険料を納付いただけない場合には、法令の規定に基づきまして、滞納処分を行うこととなります。	保健福祉局 保険医療部 保険企画課 (保険事業担当課)
22	2	(3)	④	納付相談に丁寧に対応し、資格証の発行をやめてください。	国民健康保険法では、資格証明書は1年以上滞納している世帯に対し交付するものとされていますが、災害や病気、あるいは事業の廃止など特別の事情があり納付困難な場合には、その対象としないこととされており、札幌市においても、法の趣旨に沿った運用を行ってきているところです。 また、その交付に至るまでには、納付折衝を行い状況をお伺いするなど、法令の規定にのっとった適切な事務処理を行ってきております。 なお、18歳未満の子どもについては、交付対象から除いております。	保健福祉局 保険医療部 保険企画課 (保険事業担当課)

(4) 低所得者の生活支援					
23	2	(4)	① 新型コロナの影響で、職を失うなど生活が苦しくなっています。これ以上、生活保護費の削減を行わないでください。	生活保護基準は、国が責任を持って決めるべきものであり、平成30年10月からの基準の見直しについても、社会保障審議会の生活保護部会において、専門的見地から分析を行い、国会審議においても、様々な意見や主張が交わされ、必要な議論がなされた上で決定したものでありますことをご理解願います。 なお、今回の見直しにおいても、激変緩和措置として、増減幅は5%を限度とし、3年間をかけて段階的に実施されたところです。	保健福祉局 総務部 保護自立支援課
24	2	(4)	② 生活保護費からの預貯金を収入認定し、保護の停・廃止をしないこと。また受給者への丁寧な指導を行う事。	生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金については、厚生労働省の通知に従い、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行っているものです。 今後も生活保護受給者には、適時生活保護上の預貯金の取扱いを説明の上、必要に応じて生活の維持向上の観点から預貯金の計画的な支出について助言指導を行うなど、丁寧な指導に努めてまいります。	保健福祉局 総務部 保護自立支援課
25	2	(4)	③ 低所得者への冬期の灯油支援(福祉灯油)の実施をお願いします。	福祉灯油については、市民の冬の暮らしが厳しいことは十分理解しておりますが、給付に当たっては多額の経費を要するため、現段階では、実施は考えておりません。	保健福祉局 総務部 総務課
(5) 市営住宅、住宅支援					
26	2	(5)	① 年数が経過した市営住宅の建て替えの促進。	年数が経過した市営住宅への対応については、それぞれの住棟の状況を総合的に評価したうえで、建替えと改修を適切に選択することにより、事業量の平準化を図りつつ、国費を活用し、計画的に進めているところです。	都市局 市街地整備部 住宅課
27	2	(5)	② 民間のサービス付高齢者住宅は増えていますが、入居費が高く、低年金生活者は入れません。介護施設などとタイアップした、高齢者向けの市営住宅を増設してください。	本市に登録されているサービス付き高齢者向け住宅は、約12,400戸ありますが、家賃や提供サービスも多岐に渡るため、今後も情報提供に努めてまいります。 また、高齢者や低所得者等の居住の安定確保に向けて、札幌市居住支援協議会を設立し、相談窓口を設置しました。各種生活支援サービス等を活用しながら民間賃貸住宅への入居促進を図っているところであります。	都市局 市街地整備部 住宅課
28	2	(5)	③ 市営住宅にオイルサーバーを設置して下さい。高齢者にとって石油タンクを運ぶのは大変です。	既存の市営住宅へのオイルサーバーの設置については、多額の費用を要すること、設置スペース等の問題から設置は厳しい状況です。	都市局 市街地整備部 住宅課

3. 安心・安全のまちづくり					
(1) 原子力発電所					
29	3	(1)	① 札幌市として泊原発再稼働に反対を表明すること。	泊発電所については、現在、原子力規制委員会において審査が行われているところであるため、引き続き、この審査の状況について注視してまいりたいと考えております。また、原子力発電所は何よりも安全対策が重要であり、不安を感じている方も多い状況を踏まえ、広く市民の理解を深めていくため、国、道及び北海道電力に対してより一層丁寧な対応を求めていきたいと考えております。	危機管理対策室 危機管理対策部 危機管理対策課 (計画・原子力災害対策担当課)
30	3	(1)	② 神恵内村、寿都町に対し、「核のゴミ」最終処分場選定にかかる調査に応募しないよう働きかけること。	平成12年(2000年)に北海道が定めた条例「北海道における特定廃棄物に関する条例」では、「特定廃棄物の持ち込みは、慎重に対処すべきであり、受け入れがたいことを宣言する。」と明記されており、札幌市をはじめ道内の自治体はこの条例を遵守する立場にあるものと認識しております。 寿都町、神恵内村それぞれの首長が、文献調査への応募や要請への受諾がそのまま誘致することを認めたものではないと表明されていることから、現段階において核のゴミ最終処分場を誘致したものではないと考えております。	環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課
(2) 公共用地の活用					
31	3	(2)	① 平岸1条11・12丁目の自衛隊病院跡地は民間に売却され、開発の概要が示されましたが、工事着工前に住民に対する説明会の開催を求めたい。 ア) 市として説明会を開催する予定はあるか。 イ) 住民として、どの時点で誰に対し説明会の開催を要求できるか教えていただきたい。	本用地は北海道財務局から民間事業者へ売却されたものであり、札幌市として説明会等を行う予定はありません。 事業者からは、地域の方から説明会の開催要望がある場合は適時対応する旨を聞いております。 事業者:積水化学工業株式会社 住宅カンパニー まちづくり事業推進部 事業開発部	まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課 (調整担当課)
32	3	(2)	② 市営住宅豊平1条団地、月寒F9, 10号棟の跡地は売却しないで、地域住民の要望に応じた活用を求めます。 具体的に以下のような活用を望みます。 ア) 月寒F団地9,10号棟跡地については、避難所を兼ねた集会室を設けていただきたい。 理由:今後、避難所についても3密をさけることが求められることから、さらに多くの避難所が必要となる。現在、サークルや組織の集まりを月寒公民館で行っているが、ふさがっていることが多いので、集会室が欲しい。 イ) 市営住宅入居希望者に対して市営住宅が圧倒的に少ないので、市営住宅を建設する。 ウ) 特別養護老人ホームなどの高齢者施設や、高齢者向け市営住宅の建設にあてていただきたい。	当該市営住宅について令和2年10月時点では、豊平1条団地は解体中であり、月寒F9・10号棟は令和4年度に解体する予定です。当該地の利活用方法については現在のところ未定です。 行政用途を廃止した土地については、他部局に土地情報を提供し、まずはまちづくりに最大限生かせる活用策を検討します。 その結果、札幌市が活用する必要のない土地(事実上売却が困難なものは除く)については、売却及び貸付を検討することになります。	都市局 市街地整備部 住宅課

(3) 公共交通利用					
33	3	(3)	① 敬老パス制度を切り下げないこと。	<p>敬老優待乗車証の対象者となる方の人口が年々増加しており、今後もこの増加は続くことが予想されます。これに伴い、事業費も増加傾向が続く見込みであり、限られた財源の中で本制度を維持していくためにも、制度の持続可能性という観点から、今後の在り方について幅広く検討することとしています。</p>	保健福祉局 高齢保健福祉部 高齢福祉課
34	3	(3)	② 足が悪くバスに乗り降りできないため敬老パスが使えない者に対し、敬老パスに代わるタクシー利用の補助制度を設けてください。	<p>敬老優待乗車証制度については、生活や身体状況など個々の事情に関わらず、外出を支援し、明るく豊かな老後の生活の充実を図ることを目的として、札幌市内にお住まいの70歳以上の方に札幌市内の地下鉄、路面電車、民間バスで利用することが可能な乗車証を交付する制度となっております。</p> <p>令和2年10月1日現在の70歳以上の方は404,719人にのぼり、多くの方にご利用いただいております。</p> <p>70歳以上の人口は年々増加している状況であり、今後もこの増加は続くことが予想されるため、それに伴って事業費も増加傾向が続く見込みです。</p> <p>そのような状況の中で、敬老優待乗車証でタクシーを利用可能とすることは、限られた財源の中で制度を運営していく観点からも、実現は困難であると考えております。</p>	保健福祉局 高齢保健福祉部 高齢福祉課
(4) 公共施設の利用、整備					
35	3	(4)	① 高齢化とともに補聴器を必要とする人が増えています。しかし補聴器でも聞こえが悪いとして、講演会やコンサート参加をあきらめる人がいます。そのような人が外出し社会参加できるよう、ホールや会館にヒアリンググループを設置してください(南平岸会館、豊平区センターホール、月寒公民館体育室)。ちなみに、市内の施設でヒアリンググループを設置している所はどこですか。	<p>月寒公民館や区民センター等においては、施設の老朽化対策や必要な修繕などに取り組み、多様な方々が利用しやすい施設となるよう努めているところです。現時点では、ヒアリンググループの設置の予定はございませんが、この度いただきましたご要望は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、ヒアリンググループにつきましては、札幌コンサートホールKitara、札幌市生涯学習センターのホール、カナモトホール(札幌市民ホール)の大ホール、札幌市青少年科学館のプラネタリウムなどに設置しています。</p>	市民文化局 地域振興部 区政課 市民文化局 文化部 文化振興課 教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課
36	3	(4)	② 平岸プールについて、ロッカーが相変わらず不具合です。修理もしくは交換をお願いします。	<p>平岸プールのロッカーについては、修繕可能なものは指定管理者が修繕を行い、修繕不可能なものは本市が購入することとし、いずれも12月の施設休館時に対応予定となっております。</p>	スポーツ局 スポーツ部 施設課
37	3	(4)	③ 羊丘小学校に市民の交流施設ができましたが、利用料(午前1500円、午後1700円)が高い。気軽に使えるよう、料金を下げたい。	<p>羊丘小学校改築の際に新たな地域コミュニティの場として、令和2年6月から「東月寒地域会議室」の利用を開始いたしました。</p> <p>利用料金には、類似施設である地区会館に準じて札幌市が定める「使用料」と、施設の運営管理にあたって必要な経費により、運営者である東月寒地区町内会連合会が決定する「維持費」があります。</p> <p>「使用料」については社会情勢等の変化を踏まえ、地区会館と併せて適宜見直しを検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	豊平区 市民部 地域振興課 市民文化局 地域振興部 区政課

(5) 道路、歩道の整備						
38	3	(5)	①	<p>都心アクセス道路の建設はやめ、生活道路の補修や老朽化した施設の改修を優先してください。</p>	<p>都心アクセス道路は、札幌都心部と北海道全域がつながる広域的な交流・連携機能を確認し、物流や人流の強化による経済の活性化に加え、医療施設への速達性向上や災害時の輸送路の強化による安全・安心な暮らしの確保が期待されるものであり、重要な取組であると考えています。</p> <p>公共施設等の老朽化対策については、予防保全的管理を基本として、ライフサイクルコストが最小となるよう、必要なサービス水準を確保しつつ効率的な維持管理・更新を実施していきます。</p>	<p>まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課</p>
39	3	(5)	②	<p>歩道の整備： 町中の歩道は、車の出入りのために斜めになっていたり、波打っていたりして安全に歩けません。特に幅の狭い歩道では急傾斜となっている。車道との段差を設けないような工夫はできないか。</p>	<p>都心部や駅周辺などの町中は、土地の高度利用が進んでおり、既に民地との車道の高さが決まっています。物理的に改善が難しい状況にあります。こうした中、新・札幌市バリアフリー基本構想において、生活関連経路(旅客施設、官公庁施設、福祉医療施設をはじめとした生活関連施設間を結ぶ道路)に位置づけている路線については、車道の高さを上げるなど工夫してバリアフリー工事を進め、歩行環境の改善を図っております。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
40	3	(5)	③	<p>美園の環状通歩道： 美園駅から区役所まではブロックが敷かれており歩きづらい、車椅子での移動も困難。ブロックに改修してまだ日が浅いですが、改修できないか。</p>	<p>現在、環状通では白石区側から電線共同溝工事とバリアフリー工事を同時に進めており、引き続き豊平区役所まで整備を行っていく予定です。当該区間も将来的に整備を予定しておりますので、その中でご要望の主旨を踏まえ、舗装材についても検討したいと考えております。</p> <p>なお、工事着手までに時間を要することから、それまでの間は、損傷の著しい箇所は、状況に応じて部分的な補修などで対応していきます。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
(6) 河川整備						
41	3	(6)	①	<p>豊平区月寒東5条19丁目で吉田川が暗渠となり、ゴミ等の流入を防ぐために鉄柵が設けられています、</p> <p>ア) 豪雨が発生した場合、鉄柵に草などがからまって川をせき止め、水が周辺にあふれ出す危険性があると思われませんが、このような危険性を回避する手段は取っているか。</p> <p>イ) 吉田川は親水路としても整備されたものの、河川内には草が生い茂っています。洪水を防ぐためにも河川内の草を刈り取って持ち出すことが必要と思われる、年3回くらいの刈取りを求めます。</p>	<p>ア) 豊平区では吉田川に設置されている鉄柵(スクリーン)を含め、区内のスクリーンを定期的に現地確認し、ゴミが堆積している場合には迅速に清掃を行っております。また、大雨警報時には土嚢を準備し越水に備え待機しております。</p> <p>イ) 限られた予算の中で維持管理を行っており、他の河川同様、年に1回草刈りを行っております。そのため、時期については最も効果的な7月頃に実施しており、また、吉田川は地域の憩いの空間でもあるため、自然環境に配慮して部分的に刈らないところもあり、そうした場所では、作業後に背の高い草花が残ることもございます。</p> <p>洪水に備える河川の治水機能の維持は重要と考えており、今後も現地の確認を行い適正な維持管理に努めていきます。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>

(7) 公園等の整備						
42	3	(7)	①	<p>月寒公園の木が大きくなって、マンションからの見通しが悪くなってきたので、上の方を切ってもらえないかと思いますが、そのようなことはできますか。</p>	<p>公園の樹木は、自然な樹形を形成させるため、ツツジなどの刈込が必要な低木を除き、基本的には剪定は行っていません。ただ、枝が境界を越えて民地に侵入している場合や周囲の安全に影響を及ぼすと判断された場合には剪定などの対応を行っております。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
43	3	(7)	②	<p>西岡1条3丁目、木の実公園： ア) 北側のドイツウヒが繁って冬は雪が解けず、カラスの巣にもなっているので、枝を払っていただきたい。 イ) 垣根(サワラと思われる)の一部、下半分の枝が払われ垣根の下部が透けて見えるようになっているが、枝払いは途中までとなっている。残りの処理はいつされるか。 ウ) 公園のベンチが古くなり危険のテープが巻かれているが、いつ更新されるか。</p>	<p>ア) 通常雪解けやカラス対策を理由としての剪定は、行っていません。現地を確認したところドイツウヒの側にモミジがある状況でした。このままではモミジの樹勢が衰えてしまうことから、今後ドイツウヒを間引くことを検討いたします。 イ) 2015年に町内会より防犯のため公園の見通しを良くしてほしいと要望が寄せられ調整の上、当該箇所が生垣について下枝の刈払いを行ったものです。 ウ) 公園施設については、点検を行い危険のある施設は、使用禁止としております。その後、利用頻度の高いものを優先して修繕など対応を行っているところです。ご指摘のベンチは、背板のぐらつきがあったことから「キケン注意」と書かれたテープで注意を促していたところです。遊具等の修繕につきましては、危険性や利用頻度を考慮し実施しておりますが、当公園には、複数のベンチがあり、いずれも塗装が剥げ木材の傷みもみられることから、来年度以降、利用状況を踏まえて修繕や一部撤去などを行う予定です。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
44	3	(7)	③	<p>西岡1条5丁目、わんぱく公園： 近くの保育園の子どもたちが滑り台を利用している。遊具の安全点検はどのようになされていますか。また、小さい子ども用の滑り台を設置できませんか。</p>	<p>遊具の安全点検は、春・夏の年2回、専門業者により実施しています。点検結果は劣化の状態によりランク付けされ、劣化が著しいものは、部材の交換や使用禁止の対応をしています。 西岡わんぱく公園は10年以内に全面再整備を行う計画としており、再整備の際は、小さい子ども用のすべり台の設置検討を含め町内会などから意見を伺い遊具を選定したいと考えております。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
45	3	(7)	④	<p>福住小川公園： ア) 和式トイレの縁が欠け、町内会で補修したが、和式を洋式にしていきたい。 イ) 砂場の砂の交換をしていただきたい。</p>	<p>ア) この度は便器の補修をしていただき、ありがとうございます。公園トイレの故障や不具合を発見された際には、建設局みどりの管理課(211-2536)にご連絡をいただきたいと思います。 既存の公園便所の和式便器を洋式便器に変更することについては、汚水給水配管の変更やトイレブースの改修など、大規模工事が必要になることから原則実施していません。福住小川公園のトイレには、多目的トイレ(洋式便座)が設置されておりますので、そちらをご利用くださいますようお願い申し上げます。 イ) 砂場の管理については、毎年雪解け後に砂場の整地(砂場を柔らかくし整える)を行い、以降は、月二回程度ゴミや石等の除去を行うほか砂の量が不足している場合は補充を行います。その他、動物の糞等により砂が汚染され場合は、部分的な交換を行うことはありますが、通常、定期的な交換までは行っていません。なお、砂の汚れ具合は、公園により違うことから個別に事情を伺ったうえで、対応を検討いたします。</p>	<p>ア) 建設局 みどりの推進部 みどりの管理課 イ) 豊平区 土木部 維持管理課</p>

46	3	(7)	⑤	<p>福住2条7丁目、福住ふれあい公園：</p> <p>女子トイレの便器にひびが入っているので交換を。できれば多目的トイレを設置していただきたい。町内会連合会のお祭りにも使うので。</p>	<p>ご指摘のとおり、福住ふれあい公園の便器にはひびが入っておりますが、現時点で使用に支障が無いため、交換予定はございません。今後も適宜状況を確認し、使用に支障が生じた場合は交換いたします。</p> <p>多目的トイレの設置については、本公園のトイレは昭和61年に設置されており、建物本体の耐用年数がまだあることから費用対効果を踏まえ更新や改築の対象とは考えておりません。</p>	<p>建設局 みどりの推進部 みどりの管理課</p> <p>建設局 みどりの推進部 みどりの推進課</p>
47	3	(7)	⑥	<p>精進川河畔の断崖の木が切り払われ、法面改良工事が行われているが、木を残した工事はできないか。</p>	<p>精進川河畔の法面につきまして、一部、法面の崩壊、落石、倒木の危険性があることから、現在、道路と公園併せて10箇所を毎年定期点検により変状等の確認を行っております。</p> <p>これまでの点検結果から、10箇所のうち6箇所は対策が必要と判断しており、昨年度から順次対策工事を行っておりますが、工法の選定にあたっては、自然豊かな場所であることを考慮し、既存樹木への影響を極力小さくなるよう選定しております。</p> <p>昨年度と今年度(一部)の2箇所の施工区間は、最も急傾斜地であったことから、工法上やむを得ず伐採が必要となりましたが、来年度以降の工事では、危険樹木以外の伐採は行わない予定です。</p> <p>また、全区間施工箇所には草本類、木本類の吹付を行い、早期の緑化回復に努めることとしております。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
48	3	(7)	⑦	<p>平岸天神山緑地にチャシの説明看板を設置していただきたい。いたずらにより破壊されたため一旦撤去しているというが、設置の見直しは。</p>	<p>説明看板については、平成30年度に設置したところですが、設置直後に汚損され使用不能となったため撤去したものです。このため、新たな説明看板の設置は、同様の被害が発生する恐れや費用捻出の目途がたたないことから、現在のところ看板の再設置には至っておりません。なお、チャシ跡に関しては、豊平区が作成した天神山MAPをホームページからダウンロードできるようにするなど情報提供を行っているところです。</p>	<p>豊平区 土木部 維持管理課</p>

(8) 除排雪					
49	3	(8)	① 除雪パートナーシップの町内会負担をなくしてください。	<p>パートナーシップ排雪制度は、生活道路の排雪について快適な冬期生活環境を望む地域と市・除排雪事業者が協働で取り組む制度として、広く定着しております。</p> <p>この制度では、実際に掛かった排雪費用から、固定額としている地域支払額を差し引いた残額を札幌市が負担しているため、その負担割合は気象状況によりますが、平均すると概ね札幌市7割、地域3割となっていることから、これ以上札幌市の負担を増やすことは難しいものと判断しております。</p> <p>一方で、近年の建設需要の高まりや労働者の労働環境改善などの影響により、国が策定する人件費や機械経費の上昇が続いており、地域支払額も増額していることから、地域の財政状況が逼迫していることも認識しております。</p> <p>また、町内会の負担をなくし、全額札幌市の予算でパートナーシップ排雪を行うとなると、全ての生活道路を現行のような規模で排雪することになりますので、除雪機械や人員などの体制面で困難な状況であります。</p> <p>このような状況から、地域の費用負担を軽減するため、道路に残す雪の量を多くして費用負担を従来方式の7割程度に軽減する実証実験を平成29年度より実施しております。</p> <p>今後、従来方式かこれまでより雪を多く残り費用負担を軽減する方式かを選択できるよう、実証実験を継続しながら検討してまいりたいと考えております。</p>	建設局 雪対策室 計画課
50	3	(8)	② 除雪車が入る基準について：数日間少量の積雪が続き、積雪が累積して多くなった場合、除雪車が入る基準はどうなっていますか。	<p>車道除雪の主な作業には、ほぼ連続した降雪で積雪深さが10cmを超えたときに行う新雪除雪と、圧雪を削る整正作業の2種類あります。</p> <p>整正作業の出動基準は、暖気等で路面がザクザク状態になったときその他、新雪除雪出動基準に達しない降雪が日々断続的に続き、路面の圧雪部が厚くなるなどして、交通障害が発生する恐れがある場合としており、圧雪状態や不陸状態、その後の気象状況などを総合的に判断して、作業を行っております。</p>	建設局 雪対策室 計画課

(9) 交通安全 (警察署に関わるものは回答を求めませんが、関係部局へつなげていただくようお願いいたします。)					
51	3	(9)	① 自転車安全に走行できる様、主な通りに自転車レーンの設置をお願いします。	<p>平成23年に策定した札幌市自転車利用総合計画では、取り組むべき施策のひとつに「自転車通行空間の明確化」を掲げており、道路において自転車の通行位置をできるだけ明確化し、自転車に秩序ある通行を促すことなどによって、歩行者、自転車及び自動車の安全な通行環境の実現を図ることとしております。また、本計画では都心部及び駅周辺を重点地区として位置づけ、集中的に対策を実施することとしています。</p> <p>そこで、平成30年3月にまずは自転車通行の問題が多い都心部における自転車通行空間の整備形態、整備路線、整備の進め方等を『札幌都心部 自転車通行位置の明確化の取り組み』としてまとめました。</p> <p>これを基に、車道の左側に自転車の通行位置と進行方向を明示する矢羽根型の路面表示を設置し、自転車利用者や自動車ドライバーのルールに対する認識の向上を促すこととしており、令和元年度から整備に着手したところです。</p> <p>都心部以外の整備箇所につきましては、現在のところ具体的な計画を策定していませんが、都心部の整備に一定の目処がつかましたら、全市的な自転車利用状況等を勘案の上、整備箇所を検討する予定です。</p>	建設局 総務部 道路管理課 (自転車対策担当課)
52	3	(9)	② 月寒西3条10丁目と西岡4条1丁目の間の水源通と白石藻岩通の交差点：以前に重大な人身事故が起っています。横断者に注意喚起するような標示をお願いします。		⇒豊平警察署へ
53	3	(9)	③ 月寒東2条12丁目北野通、36号線方向から八紘学園脇を通過して北野通に出る交差点：手押し横断信号はあるが、右折車がなかなか出られないので一般の信号にしていきたい。		⇒豊平警察署へ
54	3	(9)	④ 中の島2条6、7丁目白石藻岩通：精進川を渡る地点に手押し横断信号をつけていただきたい。交通量が多く、道幅も広いのに近くに横断歩道がなく安全に横断できない。また、ここは精進川のウォーキングコースになっているのに横断歩道がない。		⇒豊平警察署へ
55	3	(9)	⑤ 月寒中央通り36号線と白石藻岩通の交差点、白石方面からの車が渋滞するので、白石方面から36号線を右折するレーンを設けてください。	<p>市内の渋滞交差点につきましては、これまで、交通状況や現地の状況などをもとに対策が必要と判断される箇所について、順次対策案の検討を行っております。</p> <p>当該交差点についても、まずは現地の状況をもとに、対策の必要性も含め検討してまいりたいと考えております。</p>	まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課

56	3	(9)	⑥	月寒東5条14丁目、白石藻岩通と東北通の交差点、白石藻岩通側に右折信号をつけていただきたい。月寒側には大型店があり、来年日本医療大学が開校すると、交通量も増え一層混雑するので。		⇒豊平警察署へ
(10) その他						
57	3	(10)	①	地下鉄平岸駅前、北洋銀行脇の地下鉄出口から月寒方面に向かう道、自転車が歩道を塞いで歩きにくい。何らかの対策を取っていただきたい。	<p>本件要望箇所の放置自転車については、定期的な監視指導として、平日の7:30～9:30、11:00～13:00、14:00～16:00の間に自転車誘導整理員を配置し歩道に置かれた自転車の整理及び駐輪場への誘導を行っています。しかし、2か所ある駐輪場が常に満車に近い状態であることから、対応に苦慮しています。</p> <p>根本的な解決には、地下鉄出入口の周辺に新たな駐輪場を設置し、収容台数を増やすことが必要ですが、現状では整備用地の確保が困難な状況のため、引き続き用地確保を検討すると共に、その他様々な手法についても検討してまいりたいと考えております。</p> <p>今後も、自転車の誘導整理方法の工夫やマナー啓発など、実施可能な対策を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	<p>建設局 総務部 道路管理課 (自転車対策担当)</p> <p>豊平区 土木部 維持管理課</p>
58	3	(10)	②	美園会館の蛇口をレバー式にしていただきたい。	<p>平成28年のトイレの改修工事にあわせて、トイレの蛇口を非接触型の自動水栓へ改修しております。1階給湯室、2階料理実習室につきましても、設備の故障時や大規模改修の機会などを捉えて、適宜、レバー式水栓に改修を行ってまいりたいと考えております。</p>	<p>豊平区 市民部 総務企画課</p>
59	3	(10)	③	豊平区役所一階の女子トイレ、和式のみなので洋式も設置していただきたい。	<p>1階の女子トイレは2か所ございますが、いずれも1基ずつ洋式トイレを設置しております。残る和式トイレにつきましても、設備の故障時や大規模改修の機会などを捉えて、適宜、洋式化を行ってまいりたいと考えております。</p>	<p>豊平区 市民部 総務企画課</p>
60	3	(10)	④	コンビニなど店の前の灰皿を撤去するようにできないか。	<p>受動喫煙防止の措置につきましては、健康増進法で定められており、コンビニ等の店舗の敷地内の屋外での喫煙や灰皿を設置することは禁止されております。そのため、札幌市がコンビニなどに対し灰皿を撤去するよう指導をすることは法的根拠がなくできかねます。</p> <p>しかしながら、健康増進法においては、施設の管理権原者が喫煙することができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮する義務が定められていることから、配慮に欠けると思われる場所に灰皿を設置しているコンビニ等についての情報提供があった場合は、事業者ご連絡し、法の趣旨の説明をするともに周囲に望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮することを依頼しております。</p>	<p>保健福祉局 保健所 健康企画課</p>